

## 横須賀市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣 旨

横須賀市上下水道局では、安定的な業務遂行の実現、お客さまサービス水準のより一層の向上、水道事業及び公共下水道事業経営の合理化及び効率化のより一層の促進を目的に、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収業務の委託を行う上で、平成 31 年（2019 年）4 月以降の委託事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定することについて必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 名称

横須賀市水道料金等徴収業務委託

#### (2) 業務内容

- ア 窓口及び電話受付業務
- イ データ入力業務
- ウ 水道メーター（以下「メーター」という。）検針業務
- エ 水道料金等の調定業務
- オ 水道及び下水道の使用廃止に伴う精算業務
- カ 水道料金等の収納業務
- キ 滞納水道料金等整理業務
- ク 水道料金等システム運用及び保守業務
- ケ メーター管理業務
- コ アからケまでに附帯する各種業務

#### (2) 予定価格（上限価格）

2,017,900,000 円（消費税抜き）

#### (3) 契約期間

契約の日（平成 29 年 10 月予定）から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日まで。なお、契約の日から平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までは準備期間とし、事業者は自己の負担と責任において、事務所及び人材の確保、電算処理に係る設備及びシステムの構築、従業員研修等を行うものとする。

### 3 参加資格条件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 入札、契約に関する法令及び上下水道局契約規程（平成 16 年上下水道企業管理規程第 11 号）に違反していないこと。
- (3) 横須賀市競争入札参加有資格者（業務委託）として登録されていること。
- (4) 上下水道局指名停止等措置規程（平成 22 年上下水道企業管理規程第 5 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 本業務の履行能力があること。
- (6) 予定価格は上限価格になるので、この価格以下で業務を履行できること。
- (7) 予定価格に対して 10% に相当する額を超える金額を見積価格とすること。10% に相当する額以下の見積価格は、桁間違いの錯誤とみなす。
- (8) 協同組合等は、経済産業省経済産業局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。ただし、当該組合員と同時に本選定に参加できない。協同組合等が参加する場合は、官公需適格組合証明書と最新の組合員名簿の写しを参加申込書に添えて提出すること。提出しない場合は本選定に参加できない。
- (9) 平成 24 年度以降に、給水人口 30 万人以上の国内水道事業体の給水区域全域において、水道メーターの検針業務、水道料金等の収納・滞納整理業務及び水道料金等システムの開発又は調達、運用及び保守管理業務を包括的に受託し、現在も履行中である又は完了した実績があること。なお、給水区域の一部について、上記の業務を受託した場合は、受託した給水区域内の給水人口等の要件を満たしていれば、同等とみなす。

#### 4 スケジュール

項 目	日 程
参加事業者の募集開始	平成 29 年 4 月 17 日 (月)
質問書の受付 (第 1 回)	平成 29 年 4 月 17 日 (月) から 平成 29 年 4 月 27 日 (木) 17 時まで
質問書への回答公表 (第 1 回)	平成 29 年 5 月 1 日 (月)
参加申込期限	平成 29 年 5 月 22 日 (月) 17 時まで
参加資格審査結果通知	平成 29 年 5 月 24 日 (水)
質問書の受付 (第 2 回)	平成 29 年 6 月 5 日 (月) から 平成 29 年 6 月 15 日 (木) 17 時まで
質問書への回答公表 (第 2 回)	平成 29 年 6 月 19 日 (月)
企画提案書及び見積書提出期限 ／参加辞退届提出期限	平成 29 年 7 月 3 日 (月) 17 時まで
プレゼンテーション及びヒア リング	平成 29 年 7 月下旬から 8 月上旬
候補事業者の決定 審査結果通知及び公表	平成 29 年 8 月下旬から 9 月上旬
契約締結	平成 29 年 10 月 (予定)

※ 日程は、都合により変更する場合がある。

#### 5 参加の申込

事業者選定に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ア 事業者選定参加申込書 (第 1 号様式) | 1 部 |
| イ 事業概要調書 (第 2 号様式)     | 1 部 |

- ウ 会社概要関係書類 各 1 部
- ・業務内容、社歴等がわかる会社パンフレット等
  - ・登記簿謄本
  - ・貸借対照表、損益計算書を含む決算状況が確認できるもの(任意様式)

エ 3(9)に規定する業務実績を証する契約書の写し等 1 部

(2) 提出期限

平成 29 年 5 月 22 日 (月) 17 時

(3) 提出方法

横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 1 号館 8 階 横須賀市上下水道局経営部料金課 (以下「料金課」という。) へ持参すること。

(4) 資格審査

参加申込者から提出された書類をもとに、横須賀市上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。) が審査を行う。

なお、参加申込者から提出された書類で資格を審査できない場合、管理者は期限を定めて書類の追加提出を求める場合がある。

(5) 審査結果通知

審査の結果、参加資格がない参加申込者には、平成 29 年 5 月 24 日 (水) に資格審査結果通知書 (第 3 号様式) を発送する。

## 6 事業者選定に係る質問及び回答

事業者選定に係る質問を行う場合は、次のとおり質問書を提出すること。質問は横須賀市競争入札参加有資格者 (業務委託) としてすでに登録されている者又は質問時点で登録申請を終えている者から提出された場合に限り受け付ける。

(1) 質問方法

質問書 (第 4 号様式) に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。

電子メールの標題は「事業者選定に係る質問」とすること。

(2) 提出先メールアドレス

fd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

(3) 提出期間

第 1 回 平成 29 年 4 月 17 日 (月) から 4 月 27 日 (木) 17 時まで

第 2 回 平成 29 年 6 月 5 日 (月) から 6 月 15 日 (木) 17 時まで

#### (4) 回答方法

管理者は、質問者から送信された電子メールに、回答書を添付して返信する。

質問に回答することで、事業者選定の公平性を損なうと管理者が判断した場合は、質問に対する回答を行わない。

#### (5) 質問及び回答の公表

すべての質問及び質問に対する回答は、横須賀市上下水道局ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しない。

### 7 資料の閲覧

企画提案書及び見積書の作成のために帳票類の閲覧を必要とする場合、平成29年4月17日(月)から6月15日(木)までの期間に随時、料金課にて閲覧することができる。閲覧可能な帳票類は別紙「帳票一覧」のとおりとする。ただし、閲覧をできる者は、横須賀市競争入札参加有資格者(業務委託)としてすでに登録されている者又は閲覧の時点で登録申請を終えている者に限る。

### 8 企画提案書及び見積書の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書及び見積書を提出すること。企画提案書は、提案事業者名が分からないように作成すること。

#### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本6部
- イ 企画提案書(プレゼンテーション用) 正本1部、副本6部
- ウ 見積書(第5号様式) 1部

#### (2) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、別添「企画提案書作成要領」を参照し作成すること。

#### (3) 見積書の作成方法

- ア 見積書は第5号様式を用いて作成すること。また、必要に応じて行や項目を追加し、内容等を記載すること。
- イ 見積書に記載する金額は、消費税抜きの金額とし、予定価格以下の金額を記載すること。
- ウ 委託料の内訳を、漏れなく記載すること。
- エ 見積書は、厳重に封緘し提出すること。

#### (4) 提出期限

平成 29 年 7 月 3 日（月） 17 時

（5）提出方法

料金課へ持参すること。

**9 参加申込書提出後の辞退**

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、平成 29 年 7 月 3 日（月） 17 時までに参加辞退届出書（第 6 号様式）を料金課へ提出すること。この際の提出方法は郵送又は持参とする。なお、郵送の方法による場合は、一般書留又は簡易書留で送付するものとし、平成 29 年 7 月 3 日（月）の消印まで有効とする。

**10 提出書類の取扱い**

- （1）提出後は、提出書類に記載された内容の変更をすることはできない。
- （2）提出書類は返却しない。
- （3）提出書類は、事業者選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （4）提出書類は、事業者選定の目的以外には使用しない。
- （5）企画提案書を除く提出書類は、横須賀市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

**11 プロポーザルの審査**

（1）審査機関

プロポーザルにかかる審査は、「横須賀市水道料金等徴収業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（2）プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した事業者（以下「提案事業者」という。）は下記のとおりプレゼンテーションを行う。

ア プレゼンテーションの日時及び場所等は後日プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（第 7 号様式）により通知するので、提案事業者は、必ず参加すること。

イ プレゼンテーションの時間は各提案事業者毎に 40 分程度とし、終了後 20 分程度、企画提案書を含む提案の内容について、横須賀市水道料金等徴収業務委託事業者選定委員（以下「選定委員」という。）からヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーションに出席できる人数は、各提案事業者3名までとする。

エ プレゼンテーションでは、企画提案書の内容にない新たな提案はしないこと。

オ プレゼンテーションにおいて使用する電源、スクリーン及びプロジェクターは、上下水道局で貸与する。その他の機器（パソコン等）については、提案事業者が準備すること。

(3) 審査項目

ア 基本事項 (150点)

① 財務の安全性 (60点)	I 短期的な安全性
	II 長期的な安全性
	III 資金的な安全性
② 業務実績 (50点)	
③ 会社の規模 (40点)	

イ 企画提案書 (650点)

① 事務所の設置等 (50点)	I 事務所の設置
	II 責任者等の配置
	III 技術者の配置
② 窓口・電話受付業務 (140点)	I 窓口業務
	II 電話受付業務
③ データ入力業務 (10点)	
④ 検針業務 (120点)	I 事前準備
	II 人員配置
	III 業務内容
⑤ 調定業務 (10点)	
⑥ 廃止精算業務 (20点)	I 人員配置
	II 業務内容
⑦ 収納業務 (10点)	
⑧ 滞納整理業務 (80点)	I 収納率の維持
	II 不納欠損の抑制
	III 人員配置

	IV 督促の実施
	V 停水の執行と解除
	VI 未納水道料金等に係る調査及び督促
⑨ 水道料金等システム運用・保守業務（150点）	I 水道料金等システムの事前準備
	II 水道料金等システムの運用及び保守管理
⑩メーター管理業務（20点）	I 検定満了メーター管理業務
	II 既設給水装置へのメーター取付け・取外し
⑪コンプライアンス（40点）	I コンプライアンスの徹底
	II 個人情報流出事故の防止

#### （４）採点の方法

選定委員が提案事業者の基本事項並びに企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、採点を行う。

選定委員それぞれの採点結果の平均値を、提案事業者の得点とする。

#### （５）審査の視点

選定にあたっては、特に以下の点を重視するので、留意すること。

##### ア 提案の実現可能性

- （ア）提案が具体的であるか。
- （イ）業務量に対し、人員数及び人件費の算出は適正か。
- （ウ）業務要求水準書に示した数値目標を、過去に達成した実績があるか。
- （エ）準備期間における業務の準備は適切か。

##### イ 業務の安定性

- （ア）業務の監督者は当該業務経験が豊富か。
- （イ）業務の従事者のうち、当該業務経験者の割合が高いか。
- （ウ）本委託業務と同規模以上の業務受託実績があるか。
- （エ）危機管理、業務管理及びコンプライアンス対策は万全か。
- （オ）移行時におけるフォロー体制は万全か。

##### ウ 提案の効果

- （ア）提案に独創性はあるか。



(イ) お客さまサービスの向上や業務の効率化を達成できるか。

(ウ) 業務要求水準を満たすための方法を説明しているか。

(エ) 業務実施による明確な効果を説明しているか。

エ その他

(ア) 契約期間を通じて、業務を発展させる構想を示しているか。

(イ) 市内経済の活性化に寄与するか。

## (6) 最低基準点の設定

以下の項目について、提案事業者の得点が下記の最低基準点を1項目でも満たさない場合は、落選とする。

項目	最低基準点	要求水準等
企画提案書の総得点	650点のうち 300点	全ての業務について要求水準と同程度の提案だった場合、340点に相当する。
検針業務における事前準備	20点のうち 10点	十分な準備を提案しており検針を遅滞なく実施できると認められる。

## 12 合格者の決定

最低基準点を全て満たした提案事業者のうち、得点が最も高い者と、最も高い者の得点に0.9を乗じて得た数以上の得点の者を、合格者とする。

## 13 候補事業者の決定

合格者から提出された見積書の委託料総額を比較し、その金額が最も低い提案事業者を候補事業者として選定する。

なお、最も低い委託料総額が同額の場合は、得点が最も高い者を候補事業者とする。

※得点も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

### (1) 選定結果の通知

選定結果は、選定結果通知書（第8号様式）を郵送することによって、通知する。

選定結果に対する質問がある場合は、選定結果を公表した日から7日間以内に書面により提出すること。なお、質問は落選した事業者のみ認める。

### (2) 選定結果の公表

選定結果は、横須賀市上下水道局ホームページで公表する。公表する項

目は以下のとおりとするが、審査の結果不合格となった提案事業者の事業者名は公表しない。

ア 提案事業者名

イ 審査における得点

ウ 見積金額（総額のみ）

#### 14 失格事項

提案事業者が、次のいずれかに該当した場合、選定委員会において審査のうえ失格とする。

- (1) 選定期間中及び委託契約締結までの間に「3 参加資格条件」の要件を欠いた場合
- (2) 参加申込書類及び提案書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 他の事業者と参加の意思や提案の内容について相談した場合
- (4) プレゼンテーションに欠席した場合
- (5) その他、選定委員会において不適切と認めた場合

#### 15 仕様書の提出

契約予定者は、管理者が別途指定する期日までに、自らの提案に基づいた委託業務仕様書（案）を作成し提出すること。

#### 16 提出書類の瑕疵

プロポーザルに関する提出書類等に瑕疵があることが判明したときは、管理者が、事業者の取扱いについて決定する。

事務局 横須賀市上下水道局経営部料金課（担当：青木・島田）  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
電話番号 046-822-8619  
電子メールアドレス fd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp